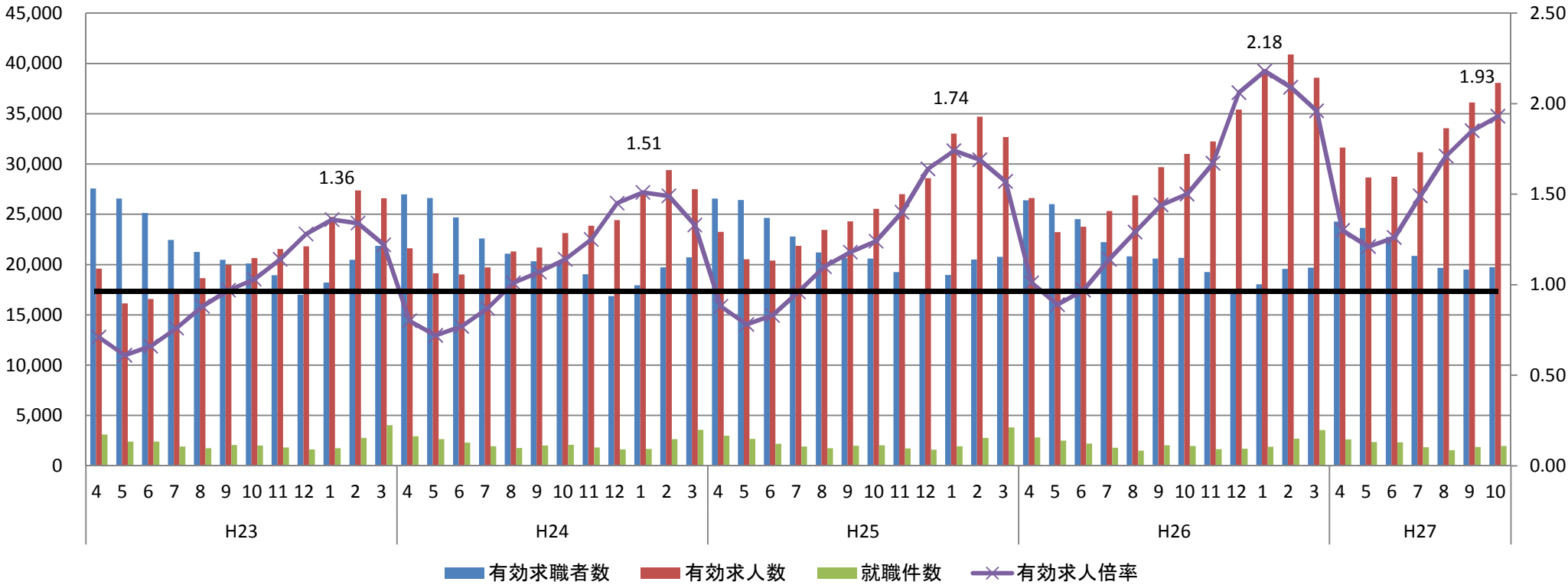


# 保育士等に関する関係資料

# 1. 保育士等における現状

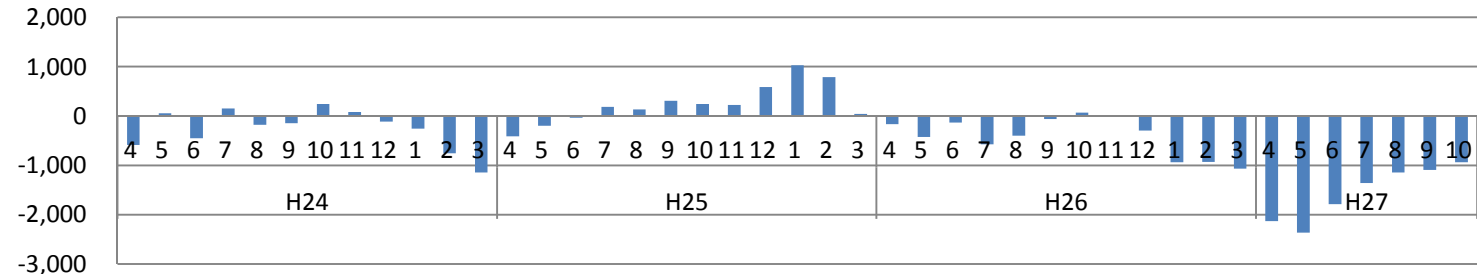
# 保育士の求人・求職の状況（全国）

- 保育士の有効求人倍率は、毎年1月頃がピークとなっており、平成26年12月～平成27年2月では2倍を超え、年々高くなる傾向。
- 平成27年10月には、保育士の有効求人倍率は1.93倍となっており、今後も例年より高い水準となることが見込まれる。



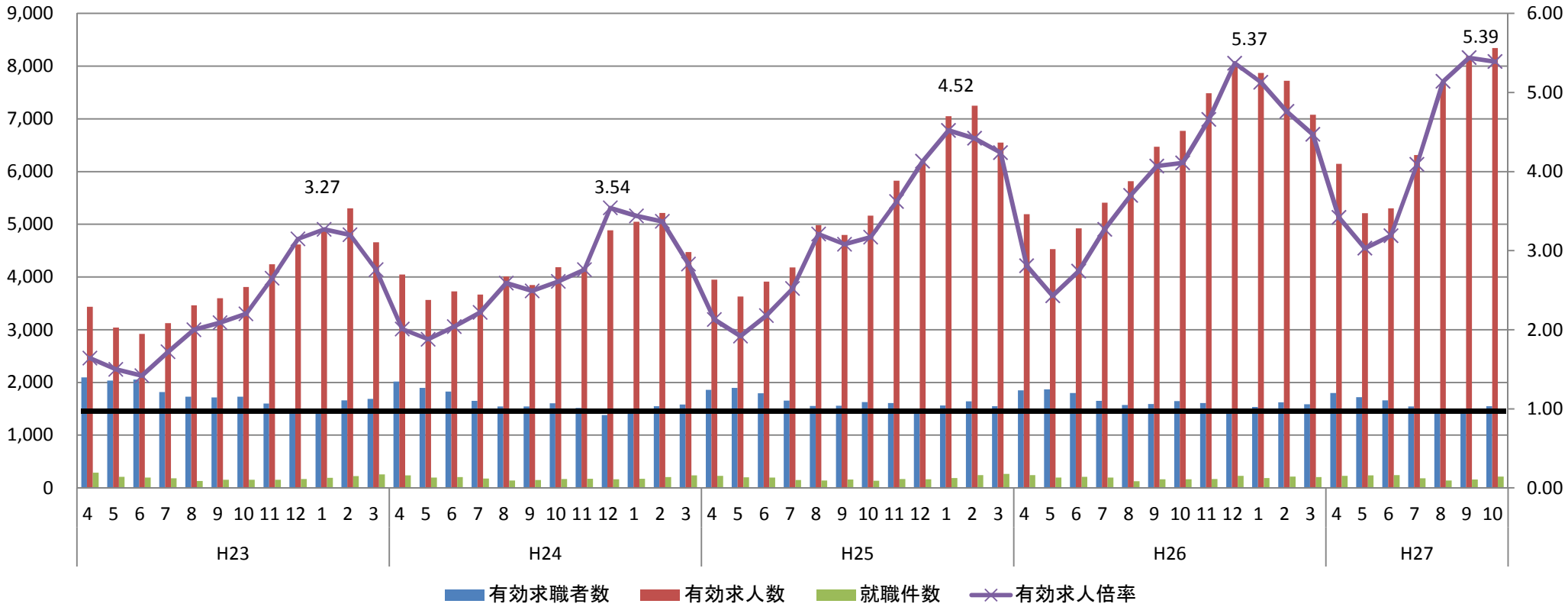
(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)  
 ※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載

## 有効求職者数の対前年増減数(全国)



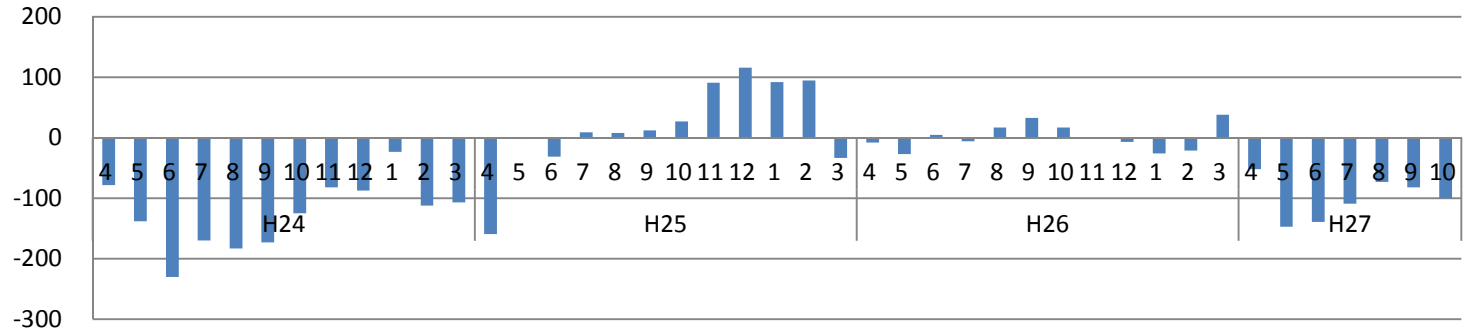
# 保育士の求人・求職の状況（東京都）

○ 東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成26年12月～平成27年1月、平成27年8～10月は5倍を超える状況。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)  
 ※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載

## 有効求職者数の対前年増減数(東京都)



# 平成26年及び平成27年における各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年10月時点）

平成26年10月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍率
全国	5,055	20,683	11,317	31,009	1.50
北海道	269	1,070	512	1,159	1.08
青森	44	264	96	304	1.15
岩手	67	225	117	276	1.23
宮城	142	454	211	630	1.39
秋田	41	196	62	170	0.87
山形	61	192	96	244	1.27
福島	65	247	109	322	1.30
茨城	106	402	216	667	1.66
栃木	98	359	184	574	1.60
群馬	87	341	90	236	0.69
埼玉	220	999	596	1,817	1.82
千葉	155	727	363	956	1.31
東京	392	1,647	2,141	6,772	4.11
神奈川	275	1,161	702	1,932	1.66
新潟	101	353	244	505	1.43
富山	29	135	48	210	1.56
石川	29	143	129	313	2.19
福井	37	119	48	151	1.27
山梨	37	115	20	63	0.55
長野	97	318	109	281	0.88
岐阜	93	362	143	353	0.98
静岡	113	529	194	647	1.22
愛知	257	1,083	410	1,105	1.02
三重	61	246	75	270	1.10
滋賀	64	237	158	414	1.75
京都	124	499	201	506	1.01
大阪	363	1,503	840	2,373	1.58
兵庫	230	997	441	1,157	1.16
奈良	53	218	41	190	0.87
和歌山	31	135	46	161	1.19
鳥取	14	99	70	160	1.62
島根	30	129	84	179	1.39
岡山	82	347	184	379	1.09
広島	114	511	624	1,160	2.27
山口	49	246	75	168	0.68
徳島	27	128	96	209	1.63
香川	44	180	47	160	0.89
愛媛	63	255	58	215	0.84
高知	35	142	59	155	1.09
福岡	254	1,027	455	1,089	1.06
佐賀	54	219	43	146	0.67
長崎	81	324	111	284	0.88
熊本	109	461	200	430	0.93
大分	61	261	78	221	0.85
宮崎	71	267	121	326	1.22
鹿児島	144	504	182	485	0.96
沖縄	82	307	188	485	1.58

平成27年10月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍率
全国	4,789	19,747	14,657	38,075	1.93
北海道	235	1,035	533	1,344	1.30
青森	45	248	165	439	1.77
岩手	81	233	143	322	1.38
宮城	116	431	295	804	1.87
秋田	35	128	99	251	1.96
山形	55	182	111	308	1.69
福島	81	277	210	447	1.61
茨城	94	334	292	787	2.36
栃木	93	305	298	708	2.32
群馬	87	357	116	329	0.92
埼玉	205	929	745	2,443	2.63
千葉	153	707	567	1,492	2.11
東京	332	1,547	2,743	8,345	5.39
神奈川	262	1,072	1,013	2,849	2.66
新潟	93	336	209	504	1.50
富山	31	130	87	256	1.97
石川	34	167	120	256	1.53
福井	34	94	58	165	1.76
山梨	48	154	46	137	0.89
長野	87	297	153	326	1.10
岐阜	75	315	153	363	1.15
静岡	119	480	275	674	1.40
愛知	229	1,108	416	1,103	1.00
三重	54	233	107	234	1.00
滋賀	82	266	262	497	1.87
京都	123	484	306	650	1.34
大阪	357	1,484	1,301	2,576	1.74
兵庫	224	967	478	1,223	1.26
奈良	51	203	89	283	1.39
和歌山	36	153	98	356	2.33
鳥取	31	121	83	280	2.31
島根	32	121	69	152	1.26
岡山	69	329	195	428	1.30
広島	123	458	721	1,498	3.27
山口	62	275	85	243	0.88
徳島	35	116	89	242	2.09
香川	37	167	54	194	1.16
愛媛	46	238	133	303	1.27
高知	36	141	64	156	1.11
福岡	232	1,027	502	1,228	1.20
佐賀	42	187	86	198	1.06
長崎	93	287	162	384	1.34
熊本	95	348	163	482	1.39
大分	54	247	155	321	1.30
宮崎	57	262	159	438	1.67
鹿児島	108	493	203	487	0.99
沖縄	86	274	246	570	2.08

出典：職業安定業務統計

# ～ 出入の状況 ～

就労促進  
人材育成

保育士養成施設卒業者の  
約半数(2.2万人)が保育所に就職(注2)  
+  
保育士試験合格者(1.4万人の一部)※全  
科目免除者約4千人を含む)

**就職**  
4.9万人(注1)

入

**保育所保育士**  
41万人(注3)

出

**離職**  
3.3万人(注1)

有効求人倍率 2.18倍(注4)

給与 約22万円

離職率 10.3%  
(民間保育所 12.0%)

再就職

処遇改善

就業継続

ハローワーク 2.6万人(注5)  
など

業種内での  
転職

潜在保育士

70万人以上

(注1) 常勤の採用者・離職者数(出典:平成25年社会福祉施設等調査(厚生労働省統計情報部))

(注2) 平成26年度末に保育士養成施設を卒業(4.2万人)し、保育所に就職(2.2万人)した者(就職の雇用形態は問わない)(出典:厚生労働省保育課調べ)

(注3) 平成25年10月1日時点の保育所保育士数(常勤・非常勤含む実人数の値)(出典:平成25年社会福祉施設等調査(厚生労働省統計情報部))

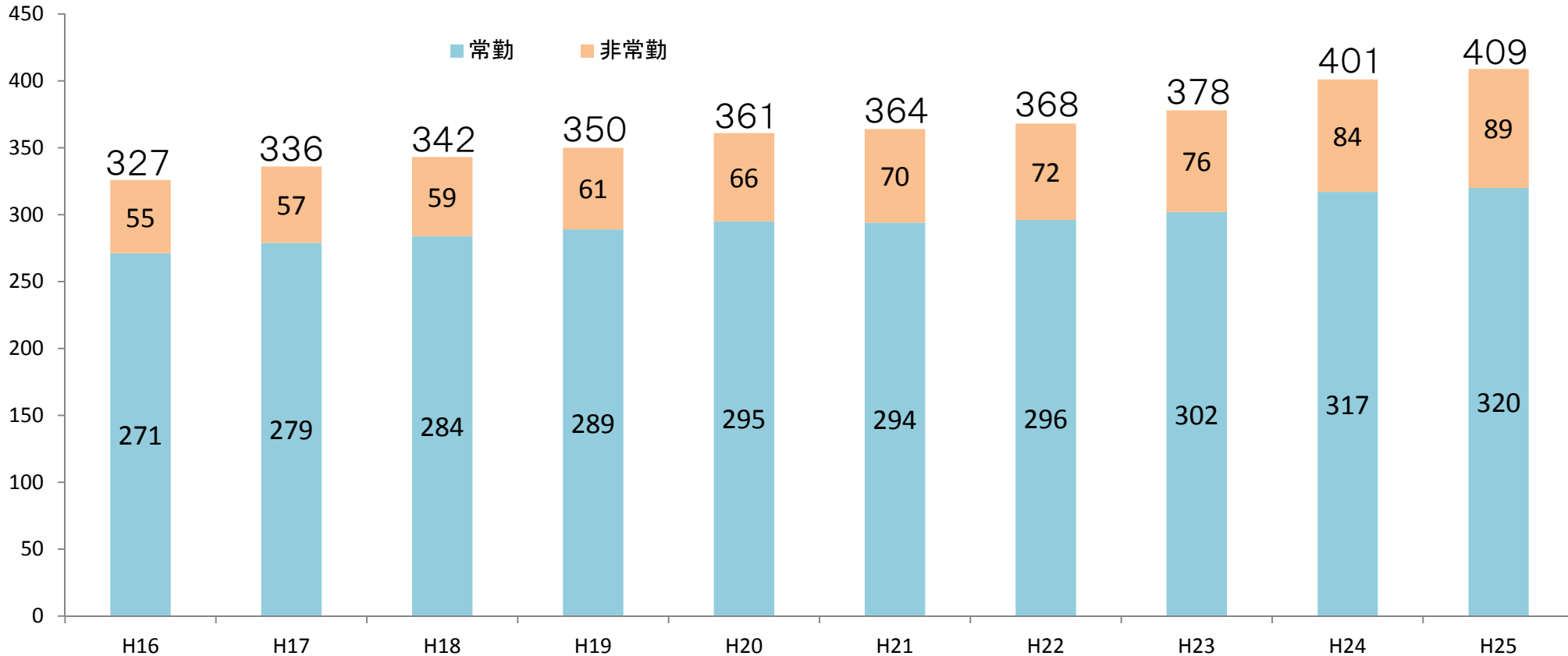
(注4) 平成27年1月時点の数値。(出典:一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省職業安定局))

(注5) 平成26年度中の就職件数。(出典:一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省職業安定局))

# 保育所に勤務する保育士数の推移（実人数ベース）

○ 平成25年時点において、42万7千人が社会福祉施設等（うち40万9千人が保育所）で勤務しており、約8割の者が常勤で勤務

（単位：千人）



出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（各年10月1日）

常勤：施設・事業所が定めた、常勤の従事者が勤務すべき時間数のすべてを勤務している者

非常勤：常勤以外の従事者（他の施設等にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事をもっている者、短時間のパートタイマー等）

（注1）平成21年以降は調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。

（回収率 H21:97.3% H22:94.1% H23:93.9% H24:95.4% H25:93.5%）

（注2）平成23年は、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

# 保育士の平均賃金等について

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	42.1歳	12.1年	329.6千円	67.2%	42.9歳	13.5年	365.7千円	32.8%	40.6歳	9.3年	255.6千円
<b>保育士</b>	<b>100.0%</b>	<b>34.8歳</b>	<b>7.6年</b>	<b>216.1千円</b>	<b>6.6%</b>	<b>31.4歳</b>	<b>6.3年</b>	<b>239.4千円</b>	<b>93.4%</b>	<b>35.1歳</b>	<b>7.7年</b>	<b>214.4千円</b>
幼稚園教諭	100.0%	32.4歳	7.8年	231.4千円	3.7%	40.9歳	11.5年	326.7千円	96.3%	32.1歳	7.7年	227.7千円
看護師	100.0%	38.9歳	7.7年	329.0千円	10.0%	36.3歳	6.8年	329.7千円	90.0%	39.2歳	7.8年	329.0千円
福祉施設介護員	100.0%	39.5歳	5.7年	219.7千円	33.6%	36.2歳	5.4年	233.4千円	66.4%	41.2歳	5.9年	212.8千円
ホームヘルパー	100.0%	44.7歳	5.6年	220.7千円	24.8%	39.0歳	4.1年	229.8千円	75.2%	46.6歳	6.1年	217.7千円

(※) きまって支給する現金給与額・・・労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

(資料出所) 平成26年賃金構造基本統計調査

(参 考) 短時間労働者の賃金(1時間当たり)

	男女計			男			女		
	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金
全職種	45.0歳	5.6年	1,041円	43.4歳	5.1年	1,120円	45.6歳	5.8年	1,012円
<b>保育士</b>	<b>45.6歳</b>	<b>5.4年</b>	<b>980円</b>	<b>38.2歳</b>	<b>12.4年</b>	<b>1,353円</b>	<b>45.6歳</b>	<b>5.3年</b>	<b>977円</b>
幼稚園教諭	44.3歳	5.7年	1,046円	62.0歳	3.7年	1,619円	44.1歳	5.7年	1,039円
看護師	46.5歳	5.6年	1,621円	44.5歳	5.9年	1,757円	46.5歳	5.6年	1,619円
福祉施設介護員	49.2歳	4.4年	1,043円	51.1歳	3.7年	1,166円	48.9歳	4.5年	1,023円
ホームヘルパー	54.1歳	6.4年	1,339円	51.3歳	4.3年	1,385円	54.2歳	6.5年	1,336円



# 保育士の経験年数、採用・離職の状況

- 経験年数は、経験年数が低い層の保育士が多く、7年以下の保育士が約半分。
- 離職率は10.3%であり、私営保育所においては12.0%となっている。

## 保育所保育士の経験年数(常勤のみ)

	2年未満	2～4年未満	4～6年未満	6～8年未満	8～10年未満	10～12年未満	12～14年未満	14年以上	不詳	総数
全体	47,392人	43,205人	36,934人	28,773人	23,036人	20,049人	18,248人	88,361人	11,148人	317,146人
うち公営	12,136人	12,439人	11,049人	8,794人	7,834人	7,380人	7,368人	48,731人	4,840人	120,571人
うち私営	35,256人	30,766人	25,885人	19,979人	15,202人	12,669人	10,880人	39,630人	6,308人	196,575人
全体	14.9%	13.6%	11.6%	9.1%	7.3%	6.3%	5.8%	27.9%	3.5%	100.0%
うち公営	10.1%	10.3%	9.2%	7.3%	6.5%	6.1%	6.1%	40.4%	4.0%	100.0%
うち私営	17.9%	15.7%	13.2%	10.2%	7.7%	6.4%	5.5%	20.2%	3.2%	100.0%

## 保育所保育士の採用者と離職者(常勤のみ)

	勤務者	採用者数	採用率	退職者数	離職率
全体	320,196人	48,733人	15.2%	32,823人	10.3%
うち公営	116,862人	11,904人	10.2%	8,330人	7.1%
うち私営	203,334人	36,829人	18.1%	24,493人	12.0%

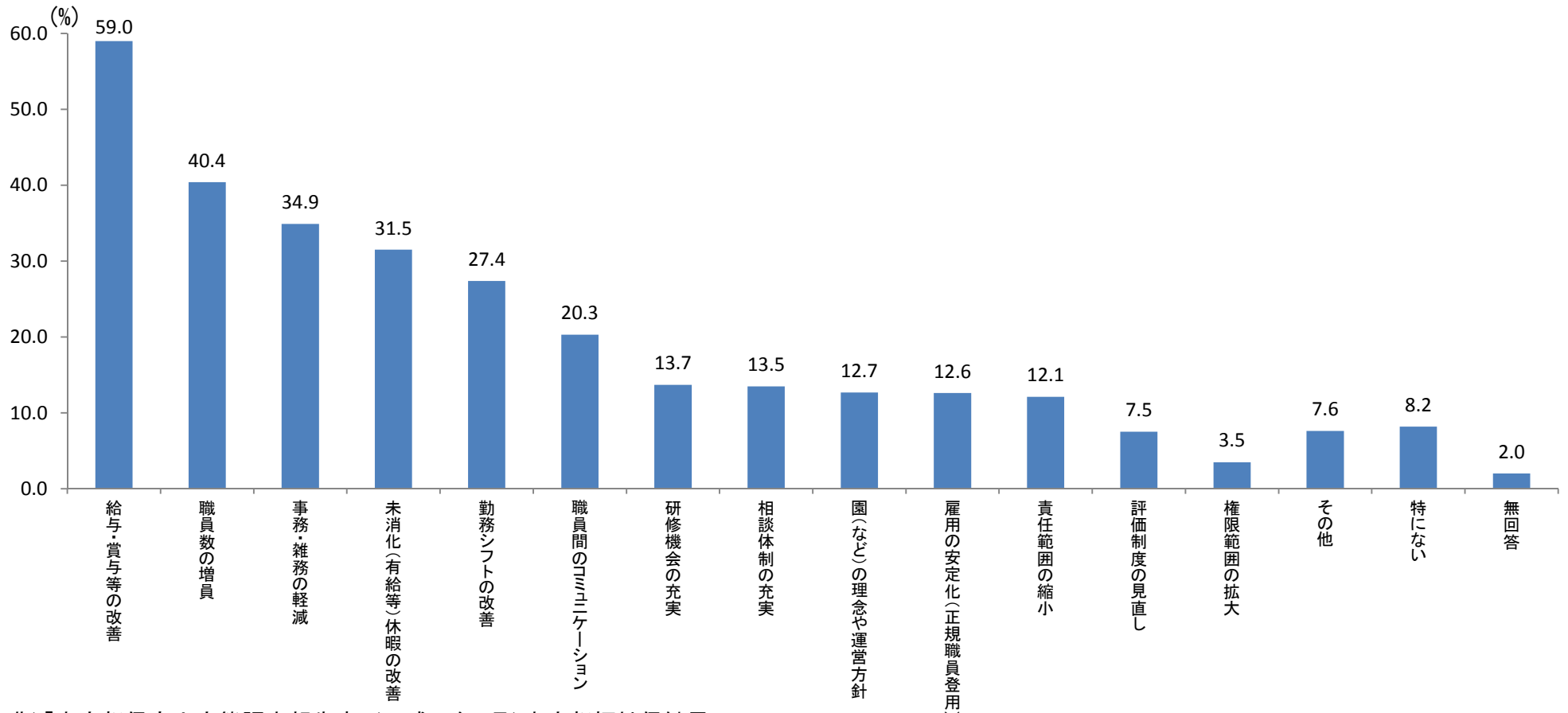
(出典) 平成25年社会福祉施設等調査(厚生労働省統計情報部)

※本調査は毎年実施しているが、経験年数については3年に1度調査しており、直近の調査結果は平成24年

(注) 保育士としての経験年数であり、別の保育所での経験も含まれる。

# 保育士における現在の職場の改善希望状況

○ 就業している保育士における現在の職場の改善希望としては、「給与・賞与等の改善」が6割(59.0%)で圧倒的に高い。次いで「職員数の増員」(40.4%)「事務・雑務の軽減」(34.9%)「未消化(有給等)休暇の改善」(31.5%)など、労働条件や職場への不満の高さが見られる。



(出典)「東京都保育士実態調査報告書」(平成26年3月)東京都福祉保健局

※ 平成20年4月から平成25年3月までの、東京都保育士登録者で現在保育士として働いている者(正規職員、有期契約職員フルタイム及びパートタイムを含む)を対象

※ 「現在の職場に対して日ごろあなたが改善してほしいと思っている事柄はありますか」(複数回答あり)との質問に対する回答

# 保育士1人1日当たりの主な業務の時間及び業務発生率

○ 特に保育士の負担となっているものは、会議・記録・報告となっている(1時間弱)。

主な業務内容	業務時間 (分)	発生率
室内遊び	62.6	100.0%
会議・記録・報告(施設内の活動)	52.5	100.0%
表現活動への支援	35.7	98.2%
愛着・スキンシップ	31.8	77.7%
食事摂取の援助	29.1	100.0%
挨拶・日常会話	26.4	98.6%
就寝の援助	24.9	77.0%
着替え	17.0	99.6%
連絡帳	13.8	93.3%
おやつ(食間食等)	12.4	100.0%
児童の行動への指導・関係調整	10.8	85.1%
移動時の誘導・見守り・介助 (障害児を除く)	10.4	99.3%

主な業務内容	業務時間 (分)	発生率
掃除	10.0	100.0%
保育の計画・準備・調整	8.8	100.0%
ミルク・離乳食等	8.2	40.8%
職員の行動	8.1	99.6%
登降園時のコミュニケーション	8.0	73.4%
降園時の送り出し	7.7	79.1%
保育の記録	6.8	60.6%
排泄の対応	6.6	87.2%
登園時の受け入れ	6.1	89.0%
訴えの把握・心理的支援	6.1	75.9%
園庭での遊び	5.9	86.2%

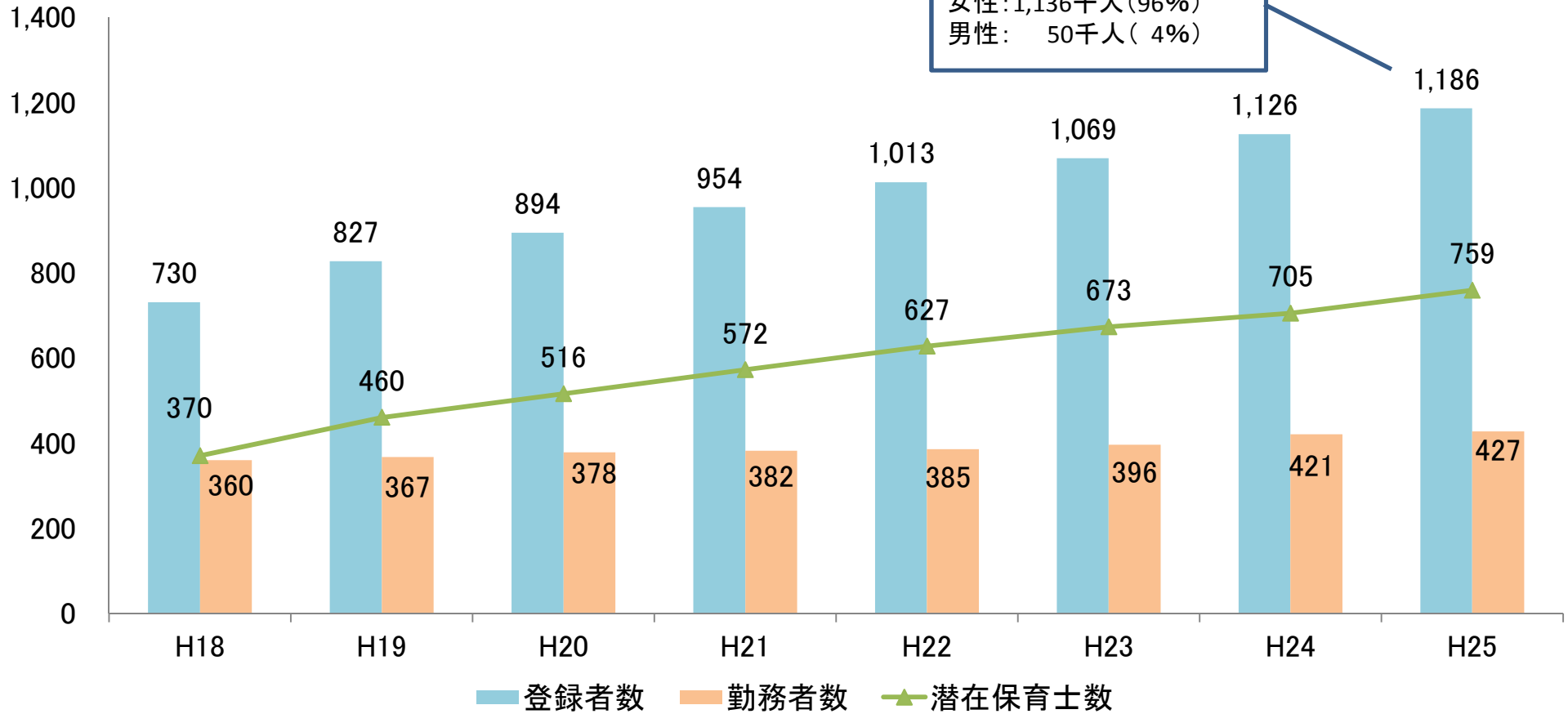
(出典)「新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度」の設計に向けたタイムスタディ調査(H22 みずほ情報総研株式会社)

※職員1人1日当たりの業務時間が5分を超える業務のみを抽出

# 登録された保育士と勤務者数の推移

○ 保育士登録者数は約119万人、勤務者数は約43万人であり、潜在保育士(保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で勤務していない者)は約76万人

(単位:千人)



出典:登録者数:厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(各年4月1日)

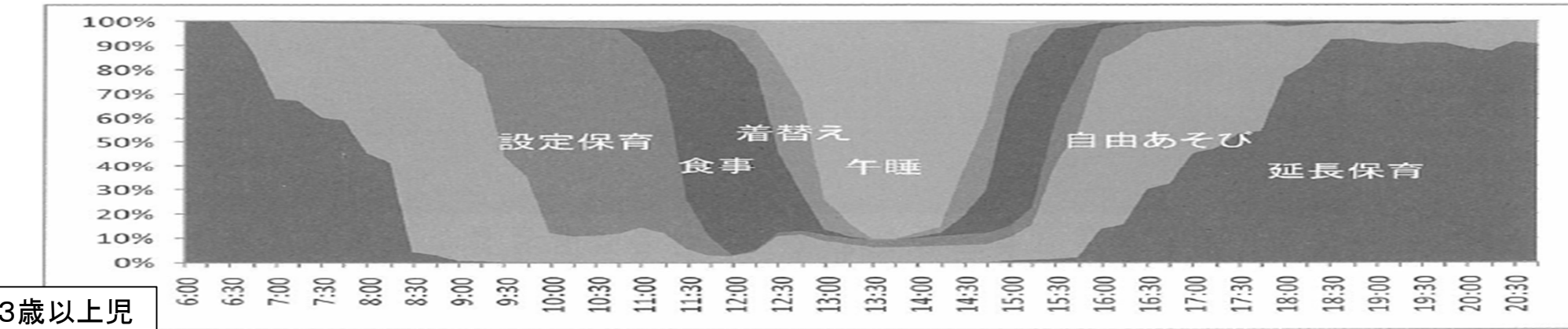
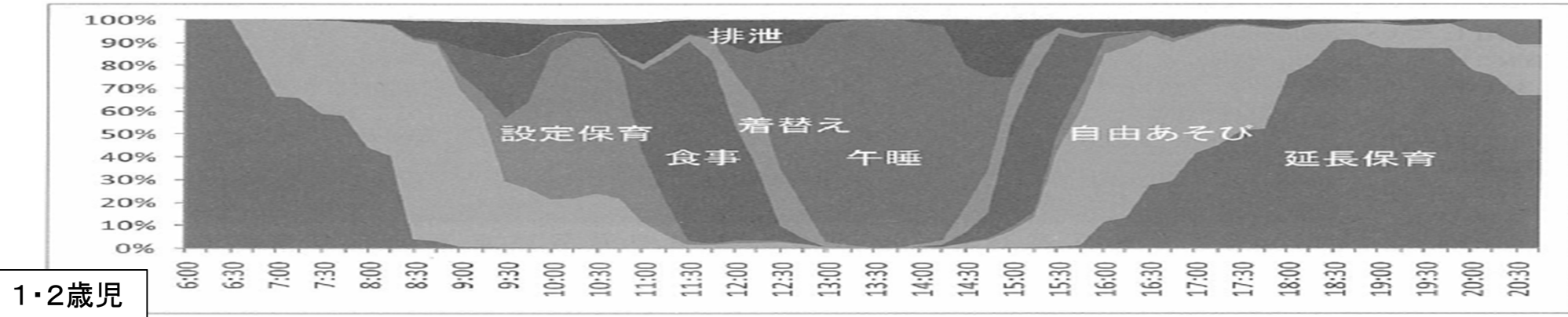
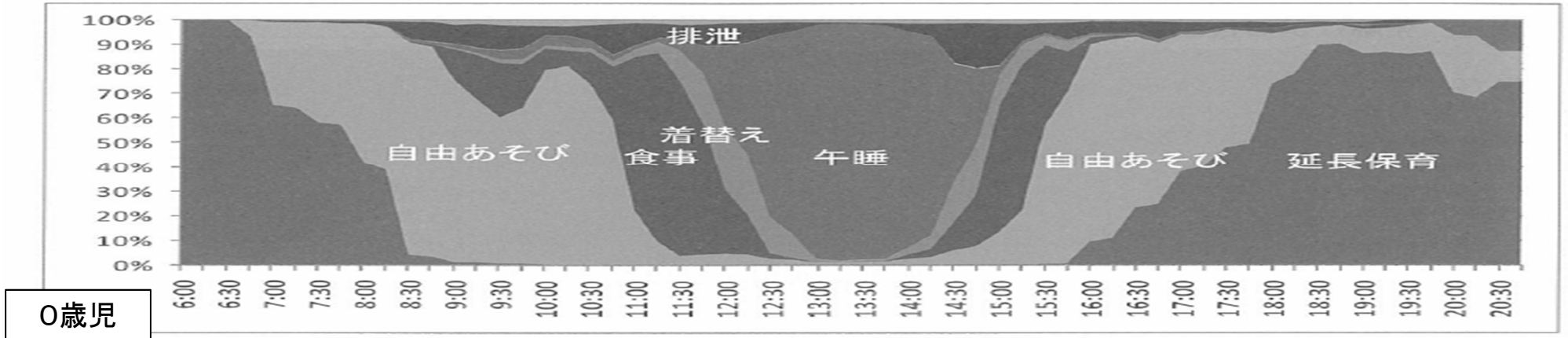
勤務者数:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)

(注)勤務者数について、平成21年以降は調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前との年次比較は適さない。

(回収率 H21:97.3% H22:94.1% H23:93.9% H24:95.4% H25:93.5%)

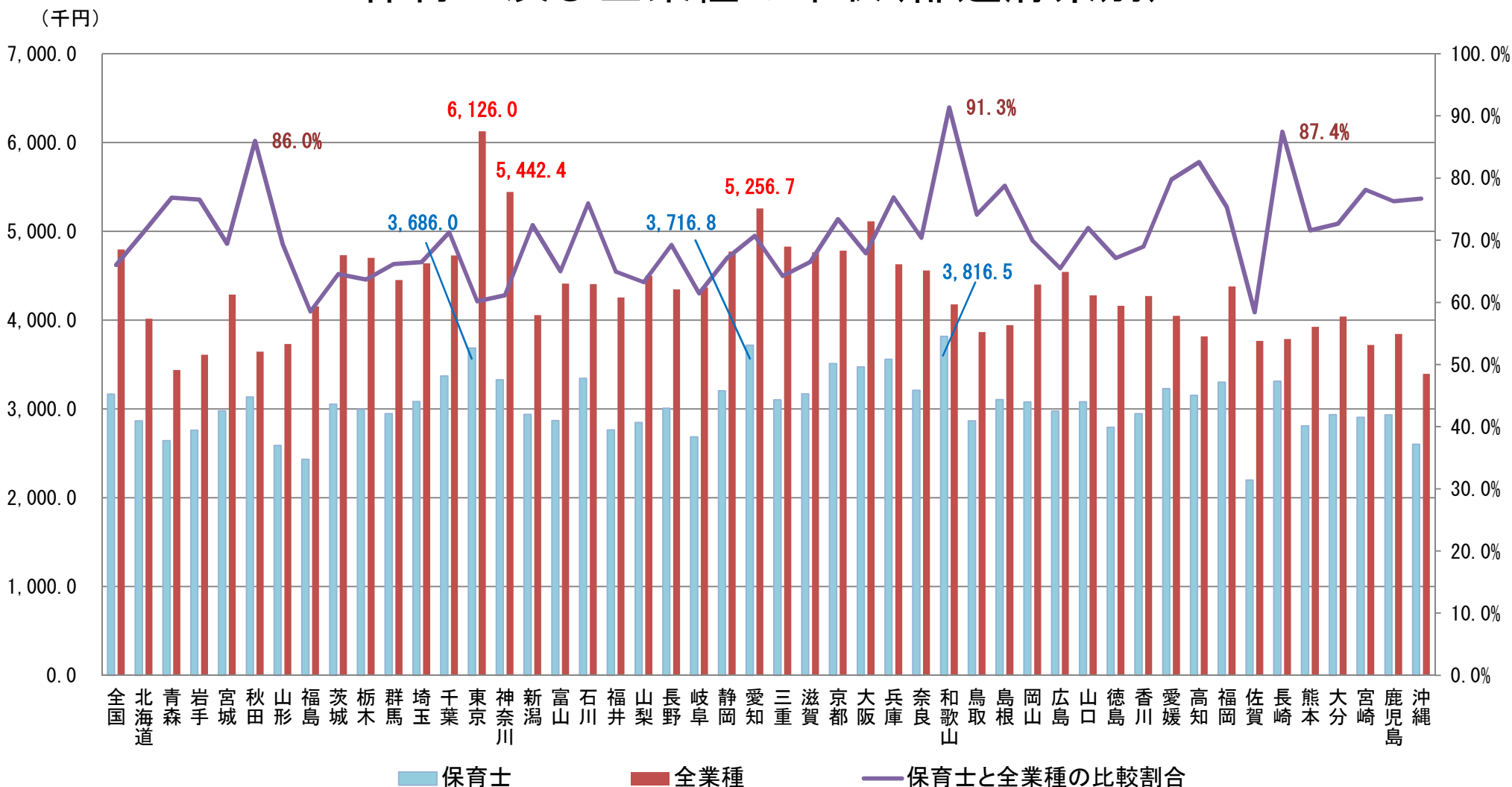
※H23の勤務者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施である影響で少ない数となっているため、潜在保育士の数は67万人よりは少なくなることに留意。

# 年齢による保育スケジュールの違い



出典：機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業総合報告書  
(平成21年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会)

# 保育士及び全業種の年収(都道府県別)



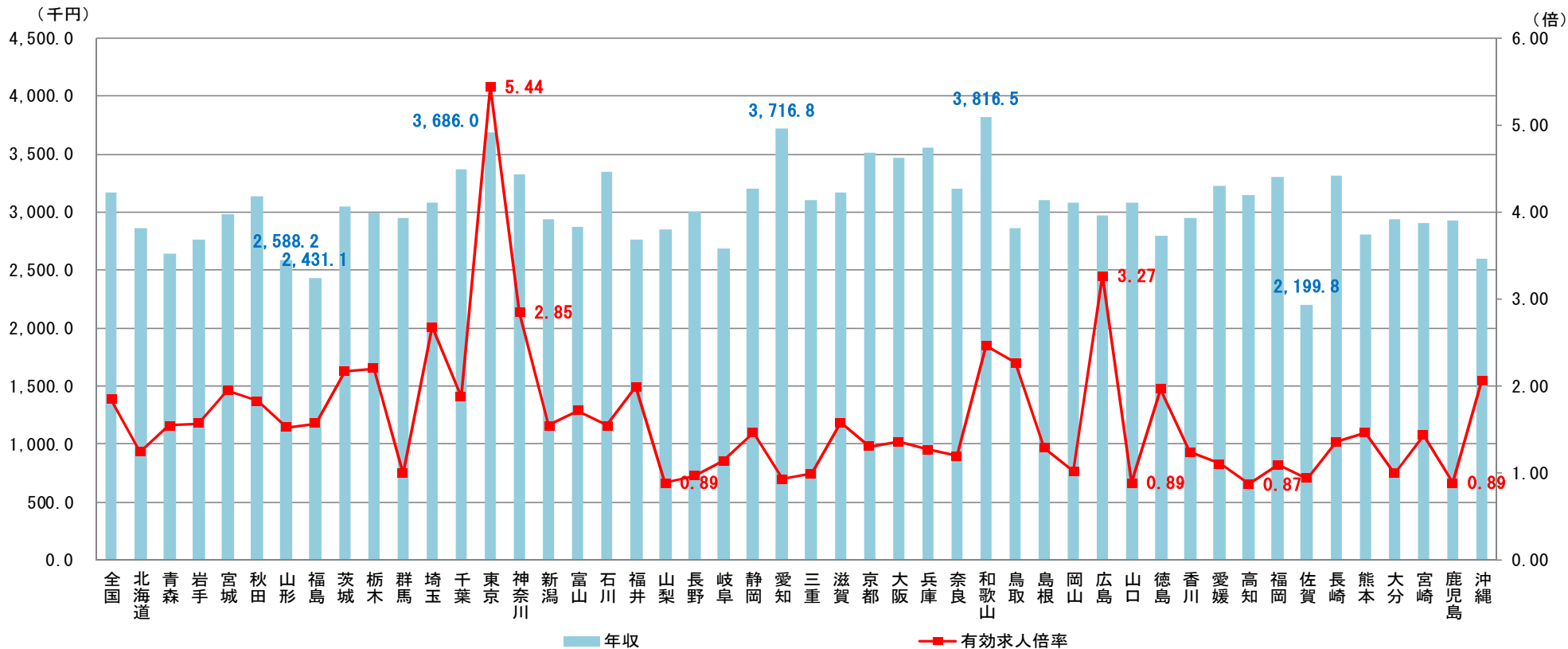
※平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

※年収は、「決まって支給する現金給与額」の12か月分及び「年間賞与その他特別給与額」の合計

(注) 決まって支給する現金給与額: 労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取り額ではなく、税込額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれているほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

※賃金構造基本統計調査は標本(サンプル)調査となっており、各都道府県における保育士の集計労働者数が少ない場合には、標本誤差が大きくなることもあるため、注意を要する。

# 保育士の有効求人倍率と賃金の比較(都道府県別)



※平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

※年収は、「決まって支給する現金給与額」の12か月分及び「年間賞与その他特別給与額」の合計

(注)決まって支給する現金給与額:労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取り額ではなく、税込額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれているほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

※有効求人倍率:職業安定業務統計(厚生労働省:平成27年9月)

※賃金構造基本統計調査は標本(サンプル)調査となっており、各都道府県における保育士の集計労働者数が少ない場合には、標本誤差が大きくなることもあるため、注意を要する。

# 保育士の平均賃金(年齢階級別)

(単位:千円)

年齢階級	男性			女性		
	決まって支給する現金給与額 (①)	年間賞与その他特別給与額 (②)	年収換算 (①×12+②)	決まって支給する現金給与額 (①)	年間賞与その他特別給与額 (②)	年収換算 (①×12+②)
全 体	239.4	636.0	3,508.8	214.4	569.4	3,142.2
～ 19歳	—	—	—	—	—	—
20 ～ 24歳	193.9	278.0	2,604.8	185.1	352.5	2,573.7
25 ～ 29歳	213.9	604.6	3,171.4	198.7	555.2	2,939.6
30 ～ 34歳	244.6	718.2	3,653.4	209.5	548.9	3,062.9
35 ～ 39歳	294.5	1091.7	4,625.7	219.9	630.4	3,269.2
40 ～ 44歳	359.4	1158.0	5,470.8	234.7	702.5	3,518.9
45 ～ 49歳	—	—	—	233.7	670.9	3,475.3
50 ～ 54歳	327.4	1,026.5	4,955.3	247.1	688.3	3,653.5
55 ～ 59歳	336.2	840.6	4,875.0	270.8	848.4	4,098.0
60 ～ 64歳	285.3	348.2	3,771.8	285.6	778.6	4,205.8
65 ～ 69歳	567.3	1,974.9	8,782.5	299.7	746.0	4,342.4
70歳～	245.0	1,059.1	3,999.1	392.3	1,644.0	6,351.6

※平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

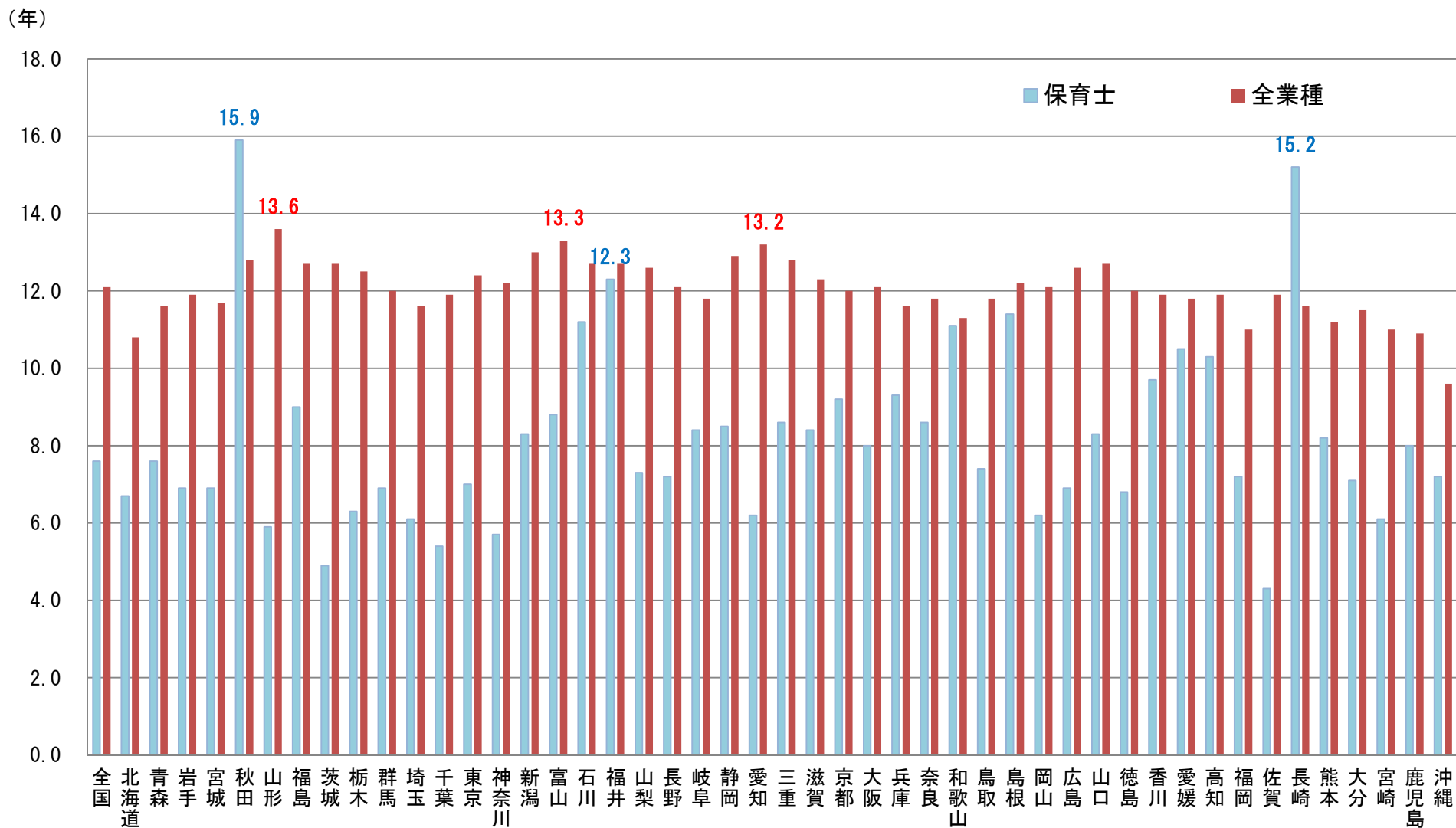
※年収は、「決まって支給する現金給与額」の12か月分及び「年間賞与その他特別給与額」の合計

(注)決まって支給する現金給与額:労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取り額ではなく、税込額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれているほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。



# 保育士及び全業種の平均勤続年数(都道府県別)



※平成26年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

※賃金構造基本統計調査は標本(サンプル)調査となっており、各都道府県における保育士の集計労働者数が少ない場合には、標本誤差が大きくなることもあるため、注意を要する。

# 指定保育士養成施設種別ごとの 保育士となる資格取得者の就職状況

(平成26年度末)

区分	施設数 か所	総 数																
		人	保 育 所		児 童 福 祉 施 設		児 童 事 業		知 障 者 施 設		身 障 者 施 設		老 人 施 設		幼 稚 園		そ の 他	
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
大 学	250	11,452	5,003	43.7%	491	4.3%	191	1.7%	217	1.9%	44	0.4%	104	0.9%	2,585	22.6%	2,817	24.6%
短期大学	241	25,358	13,943	55.0%	777	3.1%	588	2.3%	704	2.8%	124	0.5%	171	0.7%	5,597	22.1%	3,454	13.6%
専修学校	127	4,948	2,693	54.4%	285	5.8%	165	3.3%	214	4.3%	82	1.7%	86	1.7%	680	13.7%	743	15.0%
その他の施設	4	87	53	60.9%	5	5.7%	5	5.7%	3	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	7	8.0%	14	16.1%
計	622	41,845	21,692	51.8%	1,558	3.7%	949	2.3%	1,138	2.7%	250	0.6%	361	0.9%	8,869	21.2%	7,028	16.8%

(注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。

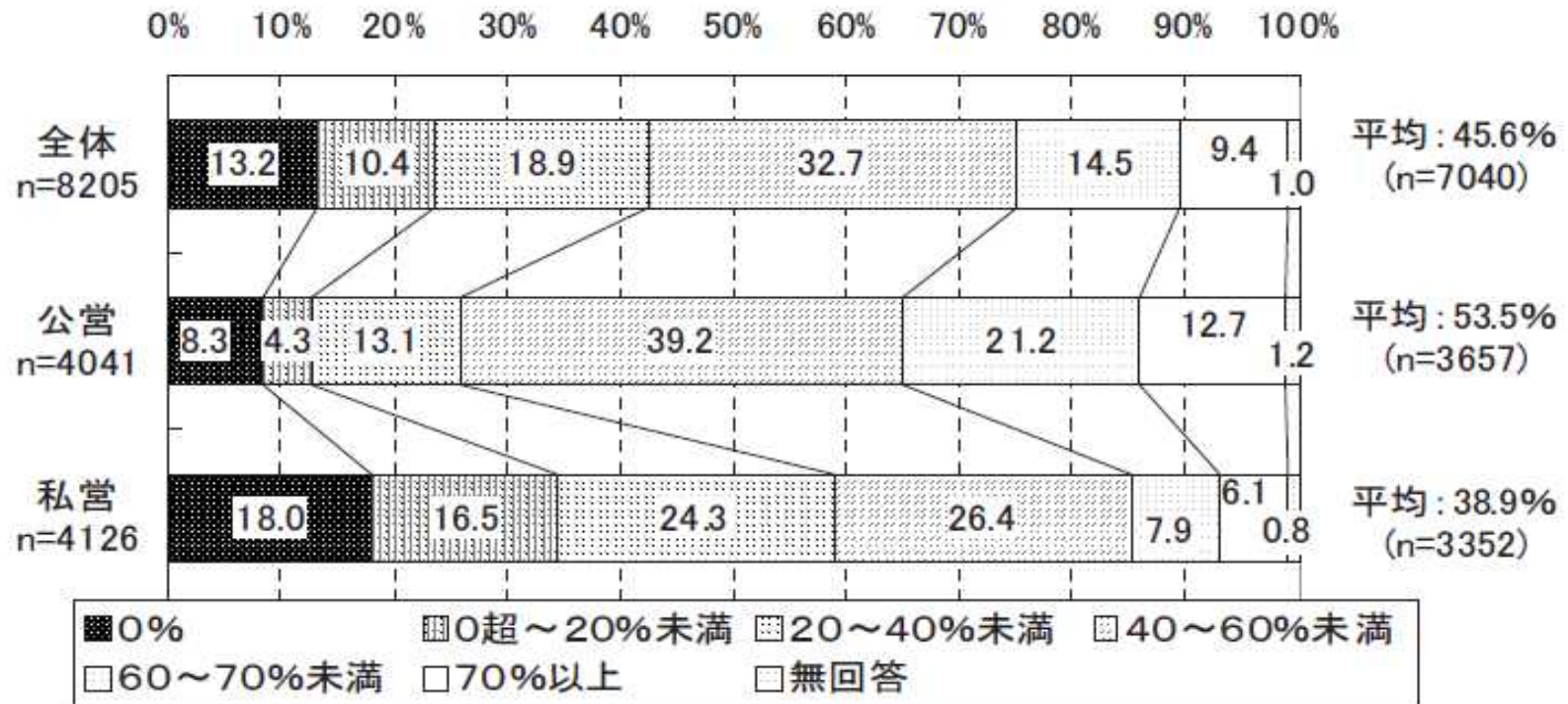
2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。

3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。

4. 養成施設数・・・平成26年4月1日現在

(出典) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

# 保育士の非正規割合(運営主体別)



(出典)「全国の保育所実態調査報告書 2011」(平成24年9月) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

※ 調査時期:平成23年10月～平成24年2月。郵送による配布、回収。調査対象:全国保育協議会 会員保育所20,678施設、有効回収数8,205件(39.7%)

※ 雇用形態の「正規」は「契約期間の定めがない雇用契約に基づく雇用形態」。「非正規(臨時)」は「雇用期間を定めた雇用契約の雇用形態」で、嘱託、契約、パート・アルバイト、派遣職員等が該当。

嘱託・・・定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者

契約・・・特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

パート・アルバイト・・・正規職員以外で、正規職員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者

派遣・・・「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者

# 社会福祉施設等に勤務していない保育士の推計(都道府県別)

	保育士登録者数 (A)	勤務保育士数 (B)	差 分 (A-B)	割合
全国	1,186,003	427,255	758,748	64.0%
北海道	49,011	13,833	35,178	71.8%
青森	16,060	6,464	9,596	59.8%
岩手	12,297	4,976	7,321	59.5%
宮城	19,597	6,309	13,288	67.8%
秋田	9,612	4,367	5,245	54.6%
山形	10,510	3,781	6,729	64.0%
福島	17,593	4,959	12,634	71.8%
茨城	23,318	8,675	14,643	62.8%
栃木	17,856	6,278	11,578	64.8%
群馬	20,285	7,358	12,927	63.7%
埼玉	61,000	18,886	42,114	69.0%
千葉	48,225	15,389	32,836	68.1%
東京	95,803	42,107	53,696	56.0%
神奈川	71,300	23,668	47,632	66.8%
新潟	20,746	10,379	10,367	50.0%
富山	11,308	5,155	6,153	54.4%
石川	13,191	6,178	7,013	53.2%
福井	9,056	4,343	4,713	52.0%
山梨	10,016	3,035	6,981	69.7%
長野	22,945	8,520	14,425	62.9%
岐阜	21,587	6,569	15,018	69.6%
静岡	30,545	10,039	20,506	67.1%
愛知	69,523	24,168	45,355	65.2%
三重	19,375	7,257	12,118	62.5%
滋賀	15,823	6,230	9,593	60.6%
京都	26,072	9,929	16,143	61.9%
大阪	75,658	26,272	49,386	65.3%
兵庫	51,569	15,983	35,586	69.0%
奈良	17,231	4,360	12,871	74.7%
和歌山	9,826	3,239	6,587	67.0%
鳥取	7,339	3,264	4,075	55.5%
島根	8,868	4,395	4,473	50.4%
岡山	21,410	7,720	13,690	63.9%
広島	30,311	11,143	19,168	63.2%
山口	15,327	4,795	10,532	68.7%
徳島	8,836	3,094	5,742	65.0%
香川	9,066	3,906	5,160	56.9%
愛媛	13,757	4,626	9,131	66.4%
高知	9,049	3,792	5,257	58.1%
福岡	52,893	18,395	34,498	65.2%
佐賀	10,029	3,566	6,463	64.4%
長崎	17,599	6,405	11,194	63.6%
熊本	20,343	8,771	11,572	56.9%
大分	12,129	4,299	7,830	64.6%
宮崎	13,944	5,909	8,035	57.6%
鹿児島	20,240	7,542	12,698	62.7%
沖縄	17,925	6,927	10,998	61.4%

※平成25年4月時点

保育士登録者数:厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ  
勤務保育士数:平成25年社会福祉施設等調査(平成25年10月時点)

都道府県別については、保育所勤務保育士数と社会福祉施設全体に勤務する保育士との割合から推計

# 社会福祉施設等に勤務していない保育士の推計(年齢階級別)

	保育士登録者数 (A)	勤務保育士数 (B)	差 分 (A - B)	割合
70歳～	9,646	719	8,927	92.5%
65～69歳	21,939	2,482	19,457	88.7%
60～64歳	57,134	4,169	52,965	92.7%
55～59歳	87,936	19,368	68,568	78.0%
50～54歳	106,244	31,631	74,613	70.2%
45～49歳	101,876	33,356	68,520	67.3%
40～44歳	114,811	36,312	78,499	68.4%
35～39歳	145,249	46,129	99,120	68.2%
30～34歳	163,623	61,386	102,237	62.5%
25～29歳	220,543	95,425	125,118	56.7%
～24歳	157,002	96,278	60,724	38.7%
合 計	1,186,003	427,255	758,748	64.0%

保育士登録者数：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ（平成25年4月時点）

勤務保育士数：平成26年賃金構造基本統計調査

年齢階級別については、平成25年社会福祉施設等調査の勤務保育士数との割合から推計

# 東京都及び埼玉県で把握している保育士の状況

## <東京都で把握している保育士の状況>

(単位:人)

1 保育士登録者数(H27.4.1時点)	108,409	(100.0%)
2 把握できた保育士数	15,369	(14.2%)
3 把握できた保育士の年齢階級別構成		
30歳未満	6,181	(40.2%)
30歳以上40歳未満	3,782	(24.6%)
40歳以上50歳未満	2,916	(19.0%)
50歳以上	1,774	(11.5%)
不明	716	(4.7%)
4 把握できた保育士の勤務状況		
就業していない(専業主婦等)	2,691	(17.5%)
保育所・認定こども園に勤務	5,497	(35.8%)
保育所・認定こども園以外に勤務	6,866	(44.7%)
不明	315	(2.0%)
5 上記4のうち、就業していない及び不明以外の保育士の 従事内容		
保育士として勤務	8,214	(53.4%)
保育士以外の職種で勤務(事務職 等)	4,149	(27.0%)

※登録者へのアンケートにより把握(H25.8~9時点)

## <埼玉県で把握している潜在保育士の状況>

(単位:人)

1 保育士登録者数(H27.4.1時点)	68,426	(100.0%)
2 把握している潜在保育士数	5,332	(7.8%)
3 把握している潜在保育士の年齢階級別構成		
30歳未満	1,283	(24.1%)
30歳以上40歳未満	2,147	(40.3%)
40歳以上50歳未満	1,391	(26.1%)
50歳以上	511	(9.6%)
不明	0	(0.0%)
4 把握している潜在保育士の勤務状況		
就業していない(専業主婦等)	2,837	(53.2%)
他産業等で勤務(事務職等)	2,495	(46.8%)

※登録者へのアンケートにより把握(H26.5時点)

## 2. 保育所の設備運営基準

## 保育所の設備運営基準

- 保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

### [従うべき基準の主な内容]

#### <職員配置基準>

##### ・保育士

- |      |               |        |      |
|------|---------------|--------|------|
| ・0歳児 | 3人に保育士1人(3:1) | ・1・2歳児 | 6:1  |
| ・3歳児 | 20:1          | ・4歳以上児 | 30:1 |

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

#### <設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室  
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室  
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

### [参酌すべき基準の主な内容]

- |           |             |         |
|-----------|-------------|---------|
| ・屋外遊戯場の設置 | ・必要な用具の備え付け | ・耐火上の基準 |
| ・保育時間     | ・保護者との密接な連絡 |         |

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

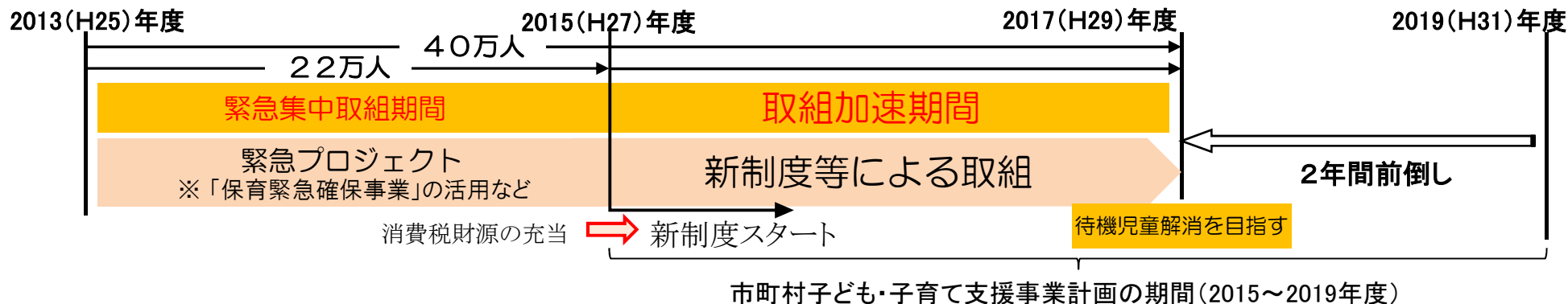


### 3. 待機児童解消加速化プランの状況

# 待機児童解消加速化プラン

- ◇ 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約22万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は達成した。
- ◇ 平成27年度からの3か年（取組加速期間）で、更なる保育の受け入れ枠確保を進め、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。

※引き続き、各自治体における待機児童対策の進展等に応じてフォローアップを継続していく。



## ◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
( 計 218,687人 )		( 計 237,919人 )			

## 支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

## 【参考】利用率の比較

	(平成26年4月)	(平成27年4月)	(平成29年度末) プランを踏まえた利用率
3歳以上児	44.5%	46.0%	48.5%
1、2歳児	35.1%	38.1%	46.5%
0歳児	11.4%	12.5%	16.1%

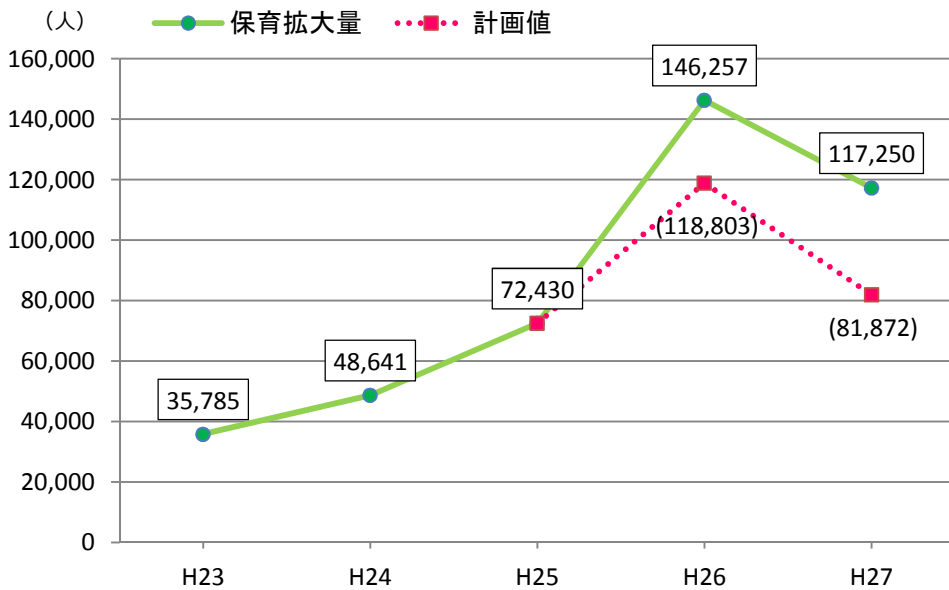
(注)利用率: 利用児童数 ÷ 修学前児童数  
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

# 待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況について

(平成27年9月29日公表)

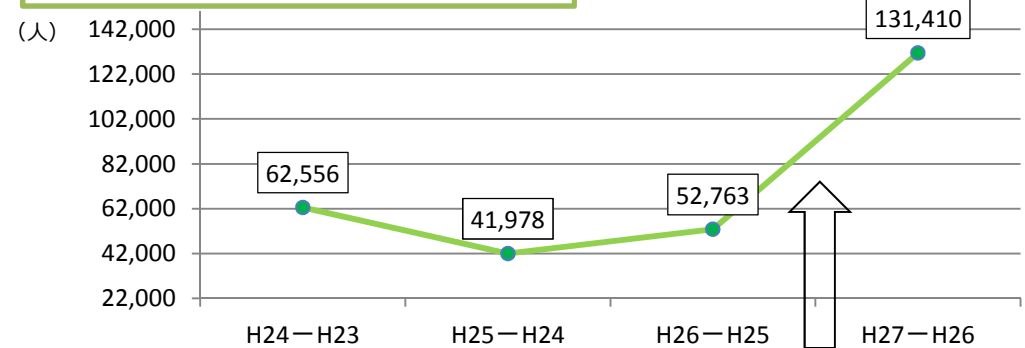
- 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人となり、昨年公表した数値約19.1万人を2.8万人上回り、緊急集中取組期間の整備目標(約20万人)を上回る結果となった。
- 平成27年度における保育拡大量は、約11.7万人を見込んでおり、加速化プラン目標値である約8.2万人を約3.5万人上回っている。
- 一方、平成27年度の保育所等申込者数は、約24.7万人で、昨年度と比較して増加。  
(H26-25:約5万人増 ⇒ H27-26:約1.3万人増)
- 平成27年4月時点の待機児童数は、23,167人で、昨年度と比較して増加(1,796人増)

## 保育拡大量の推移

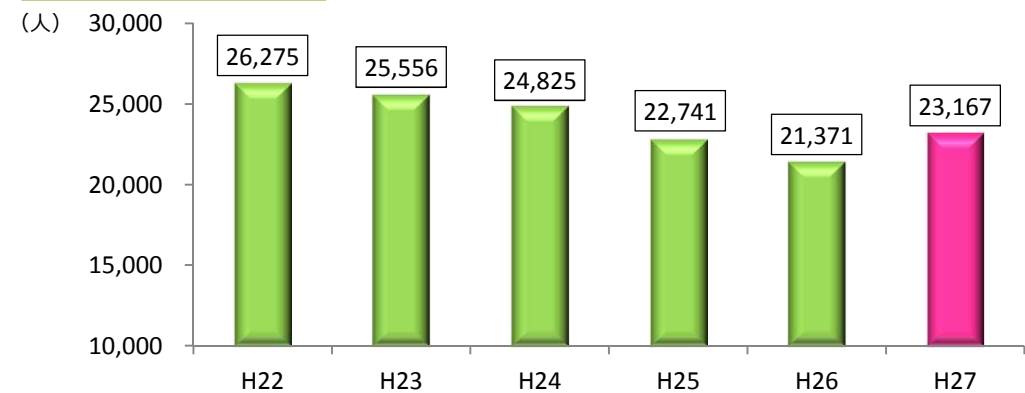


\* 平成27年度保育拡大量は、平成27年5月29日時点で把握した各市区町村における27年度末の実績見込み。

## 申込者数の対前年増加人数の推移



## 待機児童数の推移



# 待機児童解消加速化プランの状況

## ◆保育拡大量の推移

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	平成25～29年度 合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
( 計 218,687人 )					

\* 平成27年度保育拡大量は、平成27年5月29日時点で把握した各市区町村における27年度末の実績見込み。

\* 平成28年度は81,407人、平成29年度は39,262人で計120,669人分拡大する見込み。

## ◆平成26年度の保育拡大量

単位(人)

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H26→H27	▲ 13,505	138,920	8,812	437	21,774	▲ 1,447	2,194	13	▲ 7,300	▲ 3,641	146,257

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

## ◆平成27年4月1日の保育の受け入れ枠

単位(人)

	認可保育所 (注1)	幼保連携 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
平成27年4月1日	2,260,534	184,873	20,502	2,715	25,445	4,285	5,147	13	46,227	77,640	2,627,381

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

# 待機児童の状況

- 待機児童のいる市区町村は、前年から36増加して374市区町村。
- 100人以上増加したのは、大分市(442人増)、船橋市(302人増)、加古川市(206人増)、倉敷市(152人増)石垣市(146人増)など16市区。  
一方、大田区(459人減)、広島市(381人減)、練馬区(311人減)、札幌市(254人減)、藤沢市(175人減)など10市区は100人以上減少した。
- 待機児童が50人以上いる市区町村は、前年から16増加し、114市区町村となった。

## ◆待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

## ◆待機児童数が200人以上の地方自治体

### 1. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	H27.4.1 待機児童数	H26.4.1 待機児童数	増加
1	大分県	大分市	484	42	442
2	千葉県	船橋市	625	323	302
3	兵庫県	加古川市	252	46	206
4	岡山県	倉敷市	180	28	152
5	沖縄県	石垣市	206	60	146
6	東京都	葛飾区	252	111	141
7	沖縄県	宜野湾市	350	211	139
8	栃木県	宇都宮市	136	0	136
9	岡山県	岡山市	134	0	134
10	東京都	渋谷区	252	120	132
11	香川県	高松市	129	0	129
12	大阪府	豊中市	253	132	121
13	東京都	府中市	352	233	119
14	兵庫県	伊丹市	132	13	119
15	埼玉県	川口市	221	119	102
16	沖縄県	那覇市	539	439	100

### 2. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	H27.4.1 待機児童数	H26.4.1 待機児童数	減少
1	東京都	大田区	154	613	▲ 459
2	広島県	広島市	66	447	▲ 381
3	東京都	練馬区	176	487	▲ 311
4	北海道	札幌市	69	323	▲ 254
5	神奈川県	藤沢市	83	258	▲ 175
6	宮城県	仙台市	419	570	▲ 151
7	東京都	江東区	167	315	▲ 148
8	東京都	板橋区	378	515	▲ 137
9	兵庫県	神戸市	13	123	▲ 110
10	神奈川県	大和市	25	128	▲ 103

### ◆待機児童数が200人以上の地方自治体

	都道府県	市区町村	H27.4.1 待機児童数	H26.4.1 待機児童数	前年比
1	東京都	世田谷区	1,182	1,109	73
2	千葉県	船橋市	625	323	302
3	沖縄県	那覇市	539	439	100
4	大分県	大分市	484	42	442
5	宮城県	仙台市	419	570	▲ 151
6	静岡県	浜松市	407	315	92
7	熊本県	熊本市	397	319	78
8	東京都	板橋区	378	515	▲ 137
9	千葉県	市川市	373	297	76
10	東京都	府中市	352	233	119
11	沖縄県	宜野湾市	350	211	139
12	東京都	江戸川区	347	298	49
13	東京都	足立区	322	330	▲ 8
14	東京都	調布市	296	288	8
15	沖縄県	沖縄市	296	306	▲ 10
16	東京都	目黒区	294	247	47
17	大阪府	豊中市	253	132	121
18	東京都	渋谷区	252	120	132
19	東京都	葛飾区	252	111	141
20	兵庫県	加古川市	252	46	206
21	埼玉県	川口市	221	119	102
22	大阪府	大阪市	217	224	▲ 7
23	東京都	品川区	215	128	87
24	東京都	豊島区	209	240	▲ 31
25	東京都	三鷹市	209	179	30
26	沖縄県	石垣市	206	60	146
27	大阪府	東大阪市	206	284	▲ 78

## ◆待機児童の多い市区町村数

	H23.4.1		H24.4.1		H25.4.1		H26.4.1		H27.4.1	
待機児童数が50人以上の市区町村	94	27.9%	107	30.0%	101	29.7%	98	29.0%	114	30.5%
待機児童数100人以上	62	18.4%	67	18.8%	64	18.8%	59	17.5%	62	16.6%
待機児童数50人以上100人未満	32	9.5%	40	11.2%	37	10.9%	39	11.5%	52	13.9%
待機児童数1人以上50人未満	243	72.1%	250	70.0%	239	70.3%	240	71.0%	260	69.5%
計	337	100.0%	357	100.0%	340	100.0%	338	100.0%	374	100.0%

# 関連データ

- 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人となり、昨年公表した数値約19.1万人を2.8万人上回り、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）を上回る結果となった。（図1）
- 新制度において、教育・保育サービスの提供に対し個人に対する給付化が行われ、また、サービスメニューが多様化するなどの理由から、保育サービスを受けやすくなり、保育の申請者数が大幅に増加している。（図2）
- アベノミクスによる企業業績の改善に伴い、子育て世代の有配偶女性の就業率の上昇が進んでいる。（図3・4）

図1: 保育拡大量の推移(平成23年度～平成27年度)

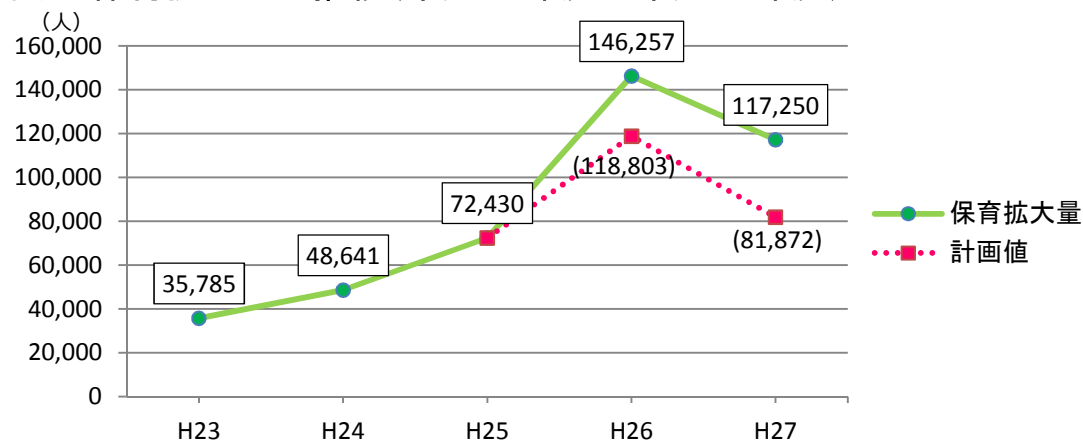


図3: 有配偶女性の就業率の推移(25～44歳)

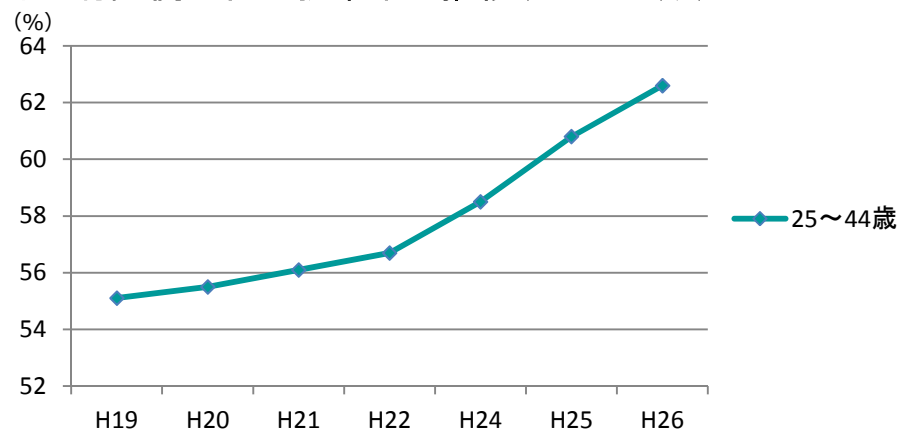


図2: 保育所等申込者数(伸び)推移(平成23年度～平成27年度)

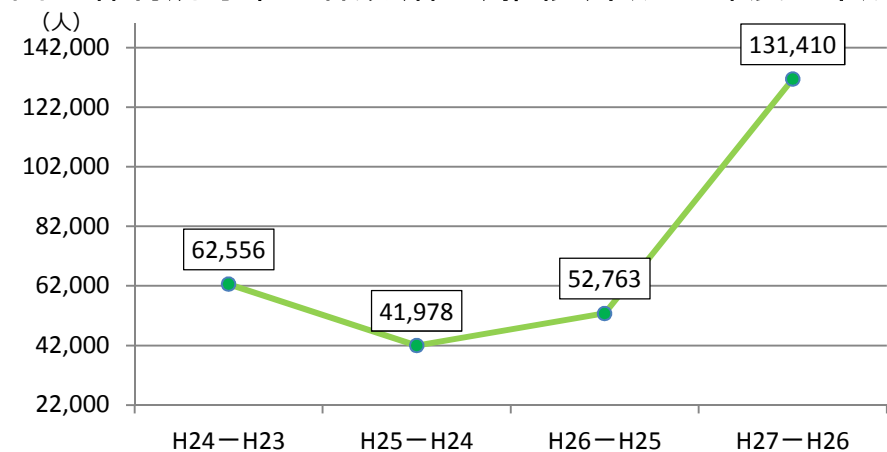
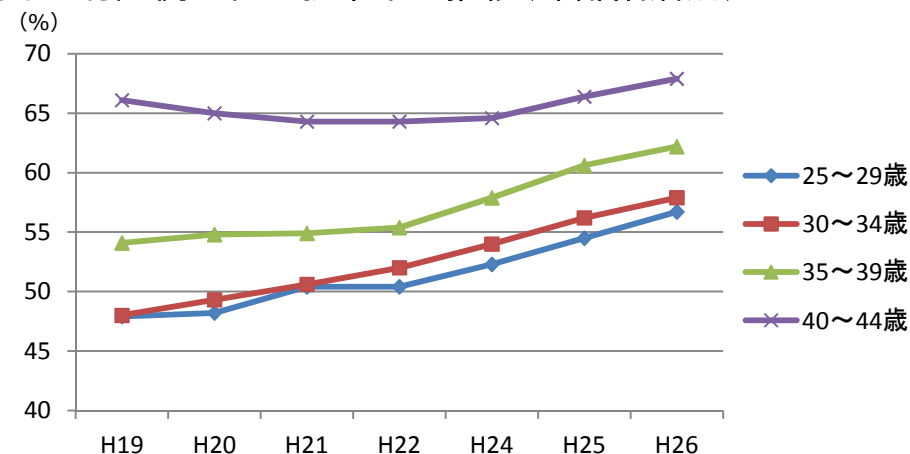


図4: 有配偶女性の就業率の推移(年齢階層別)



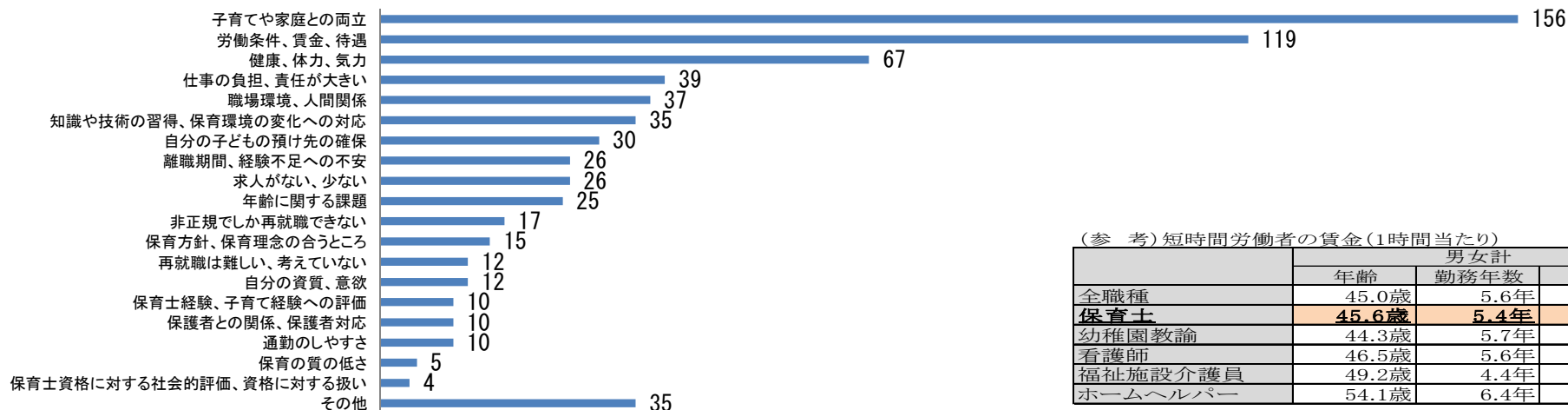
\*図3・4<出所:総務省労働力調査>(注)H23については東日本大震災の影響によりデータなし。

## 4. 短時間正社員制度

# 「短時間正社員制度」を活用した保育士の再就職促進について

- 保育士の再就職に当たっては、以下の点がハードルとなっており、特に、「子育てや家庭との両立」がその原因として最も多い。

保育士の仕事に再就職する際に課題となっている(なった)こと(n=690)



(参考)短時間労働者の賃金(1時間当たり)

	男女計		賃金
	年齢	勤務年数	
全職種	45.0歳	5.6年	1,041円
保育士	45.6歳	5.4年	980円
幼稚園教諭	44.3歳	5.7年	1,046円
看護師	46.5歳	5.6年	1,621円
福祉施設介護員	49.2歳	4.4年	1,043円
ホームヘルパー	54.1歳	6.4年	1,339円

出典：平成21年度保育士の需給状況等に関する調査研究(厚生労働省委託調査研究)

- より多くの保育士に復帰していただくためには、賃金などの処遇改善だけではなく、短時間勤務など多様な働き方を進めていくことが重要。
- 厚生労働省においては、短時間での勤務であっても正社員として活躍していただくための仕組みとして、「**短時間正社員制度**」の導入を積極的に支援しており、保育所等がこの制度を活用することで、より多くの保育士の再就職を促進することが期待できる。

## 【短時間正社員制度】

育児・介護等と仕事を両立したい社員、決まった日時だけ働きたい入職者、定年後も働き続けたい高齢者、キャリアアップを目指すパートタイム労働者等、様々な人材に、勤務時間や勤務日数をフルタイム正社員よりも短くしながら活躍してもらうための仕組み。

○詳しくは、

「短時間正社員制度導入支援ナビ」 (<http://part-tanijikan.mhlw.go.jp/navi/>)





## 短時間正社員とは

- 短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者(※)と比較し、その**所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者**であって、次のいずれにも該当する者である。
  - ① **期間の定めのない労働契約を締結している者**
  - ② **時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等**が同一事業所に雇用される**同種のフルタイムの正規型の労働者と同等**である者

※正規型のフルタイムの労働者：1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者  
※企業内において、このような働き方を就業規則等に制度化することを指して、「短時間正社員制度」と呼んでいる。

## ○ 制度導入の目標値

仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）  
**短時間勤務制度を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 2020年までに29%**

※平成26年10月1日現在で短時間正社員制度がある事業所の割合 14.8%（平成26年度雇用均等基本調査）

## 注目されている理由

- 就業意識の多様化がみられる中、フルタイム勤務一辺倒の働き方ではなく、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現
- 育児や介護をはじめ様々な事由によって就業時間に制約がある人たちに就業の継続と就業の機会を与えることができる。
- 社員が定着しない、人材不足などで困っているという企業の課題解決の一方策
- 優秀な人材の確保・有効活用を図る上で、大きな効果が期待

## 導入・定着支援策

- 短時間正社員制度の導入・定着に取り組む事業主に対し、次の支援を実施している。
- キャリアアップ助成金の活用
- 「パート労働ポータルサイト」による情報提供  
→ <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>
- 短時間正社員制度導入マニュアルの配布